

答 申 第 61 号
平成 27 年 8 月 28 日

仙台市長 奥山 恵美子 様
(建設局下水道事業部下水道調整課扱い)

仙台市情報公開審査会
会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 27 年 5 月 26 日付け H27 建事調第 388 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 77 号 「吉成分区誤接調査業務委託 (平成 10 年度)」に係る公文書非開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 77 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「吉成学区誤接調査業務委託（平成 10 年度）」の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 27 年 2 月 13 日付けで公文書一部開示決定を行った。

本件異議申立ては、申立人が本件一部開示決定の取り消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張した異議申立ての主な理由は、概ね次のとおりである。

開示された公文書（以下「本件開示公文書」という。）のうち、写真帳の各ページ右上にある「No.」欄の記載事項（以下「本件非開示箇所」という。）が非開示とされている。実施機関は、「公文書開示請求において非開示情報に該当する個人の住所が記載されているので開示できない」としているが、申立人は以下の理由から本件非開示箇所には整理番号が記載されていると考えている。

- (1) 写真帳の各ページ右上に「No.」の記載がある。
- (2) 本件非開示箇所の長さは約 40mm 程度であり、当該非開示箇所の下に記載されている「誤接○箇所」の文字と比較しても、本件非開示箇所に記載されている文字数は、5 文字から 6 文字程度であると思われる。
- (3) 本件開示公文書のうち、「誤接箇所名簿」等の他の公文書に記載されている「住所」欄の非開示箇所の長さは約 60mm もあり、文字の大きさから見ても本件非開示箇所の長さには収まりきらないと思われる。
- (4) 写真帳を「誤接箇所名簿」等の他の公文書と対照させるうえで、住所を手掛かりとするよりも、整理番号を手掛かりとする方がはるかに効率的で楽である。

以上のことを踏まえ、申立人は実施機関に対し、本件非開示箇所に個人の住所が記載されていることを確認するため、住所の一部を目視確認させてほしい旨何度も求めているが、実施機関は「本件非開示箇所には個人の住所が記載されている」の一点張りで開示を拒んでいる。

本件非開示箇所に記載されていると推測される整理番号は、個人情報には当たらないものであると考えられる。個人情報保護を隠れ蓑にした情報隠しは許されるべきでなく、

本件非開示箇所について開示を求めるものである。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭により説明した一部開示決定の理由は、概ね次のとおりである。

本件開示公文書には、調査箇所の住所及び氏名等の個人に関する情報が記載されており、これは特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号に該当するものと判断し、当該箇所を非開示としたものである。しかしながら、申立人は本件非開示箇所について、当該非開示箇所の長さや写真帳の各ページ右上に「No.」の記載があること等を理由に、個人に関する情報ではなく整理番号が記載されていると主張しており、当該非開示箇所の記載内容を確認したいとの申し出を繰り返している。このため、その都度実施機関より、本件非開示箇所には住所が記載されていることから、公開することはできないとの説明を行っている（なお、写真帳の各ページ右上に「No.」の記載があるのは、写真帳に使用した市販品のアルバム台紙に元から印刷されていたためであり、実施機関が整理番号を記入するために追加したものではない。）。

以上により、本件一部開示決定は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件非開示箇所の条例第7条第2号該当性について

申立人は、本件非開示箇所に整理番号が記載されているとの推測に基づき、本件非開示箇所を開示し、その記載内容を確認させるよう主張している。これに対し実施機関は、本件非開示箇所には個人の住所が記載されていることから、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると主張している。したがって本件の争点は、本件非開示箇所の記載事項が、条例第7条第2号により非開示情報とされている個人情報に該当するか否か、という点にある。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」等の情報について、これを非開示とする旨定めたものである。

「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴その他一切の個人に関する情報をいい、「特定の個人を識別することができる」とは、氏名や住所のように特定の個人が明らかに識別される場合のほか、識別される可能性がある場合を含むものと解される。

したがって、本号ただし書において、個人の権利保護の観点から非開示とする必要がないものや、公益上公にする必要性の認められるものについては、例外的に非開示情報から除くこととしているが、個人識別性という形式的要件により、明らかに個人

のプライバシーに関する情報であると判断できるものはもとより、およそ個人に関する一切の情報は原則として非開示となる。個人情報一旦開示されると当該個人に回復不能な損害を与えるおそれがあることから、本号の適用にあたっては、「実施機関は、この条例の解釈及び運用にあたっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と定める条例第3条の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱う必要がある。

本件非開示箇所の記載事項について当審査会で見分したところ、当該非開示箇所には写真を撮影した場所の住所が記載されていた。申立人は、本件非開示箇所の長さや、当該非開示箇所の下に記載されている「誤接○箇所」の文字の大きさと比較等を根拠として、当該非開示箇所には住所ではなく整理番号が記載されているはずであると主張しているが、本件非開示箇所には、「□□○丁目○○-○○」のように町名及び地番又は町名、街区符号及び住居番号が記載されており、文字の大きさも当該非開示箇所の下に記載されている「誤接○箇所」の文字と比べ小さいものであった（なお、申立人は、本件非開示箇所に整理番号が記載されているとする根拠として、写真帳の各ページ右上に「No.」の記載があることを挙げているが、写真帳を見分したところ、台紙は市販されている既製品であり、また「No.」の記載も元から台紙に印刷されているもので、実施機関が整理番号を記入するために追加したものではないと認められた）。

住所は明らかに個人識別性を有する情報であることから、条例第7条第2号に該当するものとして非開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

(2) 申立人のその他の主張について

申立人は他にも意見を述べているが、それらの意見について判断することは当審査会の所掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により当審査会の結論が左右されるものでもない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審査会の処理経過

(諮問第 77 号)

年 月 日	内 容
平成 27. 5. 26	・ 諮問を受けた
27. 6. 17	・ 実施機関（建設局下水道事業部下水道調整課）から理由説明書を受理した
27. 6. 29 (平成 27 年度第 2 回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
27. 7. 1	・ 申立人から意見書を受理した
27. 7. 3	・ 申立人から意見書を受理した
27. 7. 27 (平成 27 年度第 3 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った